

中小企業信用保険法第2条第5項【第5号】(ロ)の規定②による認定申請のご案内

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置

★利用できる方

- (1) 調布市内に本店（営業の本拠）があること。
 ※法人⇒本店登記所在地が調布市内にあること ※個人⇒主たる事業所が調布市にあること。
- (2) 兼業者であって、主たる業種が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、指定業種と表記）に属している中小企業者であること。
 兼業者⇒2つ以上の細分類に属する事業を行っている中小企業をいう
- (3) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。
- (4) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。
- (5) 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

★申し込みに必要なもの

法 人		個 人	
1	印鑑（法人の実印）	1	印鑑（事業主の実印）
2	認定申請書 2種類	2	認定申請書 2種類
3	次の内容を記載した売上表 『事業が属する業種毎の最近1年間の売上高、主たる事業及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入価格の上昇、主たる事業及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合、主たる業種及び全体の製品等価格への転嫁の状況』 ※添付されている売上表にご記入ください。 ※税理士・会計士の確認印がない方は、主たる事業に属する事業を営んでいることが疎明できる書類（取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許可証等）や、表記載の原油等の仕入れ価格が分かるもの（仕入伝票等のコピー）、売上原価及び売上高が分かる書類等（試算表、売上台帳、仕入張など）のコピーが必要です。 ※「最近3か月間」は申請月の前月又は前々月から起算（例：4月申請の場合、1～3月又は12～2月）	3	次の内容を記載した売上表 『事業が属する業種毎の最近1年間の売上高、主たる事業及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入価格の上昇、主たる事業及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合、主たる業種及び全体の製品等価格への転嫁の状況』 ※添付されている売上表にご記入ください。 ※税理士・会計士の確認印がない方は、主たる事業に属する事業を営んでいることが疎明できる書類（取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許可証等）や、表記載の原油等の仕入れ価格が分かるもの（仕入伝票等のコピー）、売上原価及び売上高が分かる書類等（試算表、売上台帳、仕入張など）のコピーが必要です。 ※「最近3か月間」は申請月の前月又は前々月から起算（例：4月申請の場合、1～3月又は12～2月）
4	直近の確定申告書（別表1）のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの	4	直近の確定申告書のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの
5	決算報告書のコピー	5	青色申告決算書・収支内訳書のコピー
6	登記簿謄本履歴事項全部証明書のコピー ※最近3か月以内に発行されたもの	6	許可証のコピー ※許認可の必要な業種のみ
7	許可証のコピー ※許認可の必要な業種のみ	7	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ
8	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ	8	

★提出先

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
 生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター
 ☎042-443-1217

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 (R4.7.8)

認定権者記載欄

様式第5 - (ロ) - ② (注1)

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-②)

令和 年 月 日

調布市長 長友 貴樹 様

申請者

住 所

名 称

(氏 名)

印

電 話

私は、業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

① 原油等の仕入単価の上昇割合(注3)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

主たる業種に係る上昇率	%
全体に係る上昇率	%
主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
全体に係る平均仕入れ単価	円
主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
全体に係る平均仕入れ単価	円

② 原油等が売上原価に占める割合(注3)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C : 申込時点における最新の売上原価

S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

主たる業種に係る依存率	%
全体に係る依存率	%
主たる業種に係る売上原価	円
全体にかかる売上原価	円
主たる業種に係る仕入れ価格	円
全体に係る仕入れ価格	円

③ 製品等価格への転嫁の状況(注4)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B : 申込時点における最近3か月間の売上高

b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

主たる業種に係る転嫁の状況 P =	
全体に係る転嫁の状況 P =	
主たる業種に係る仕入価格	円
全体に係る仕入価格	円
主たる業種に係る仕入価格	円
全体に係る仕入価格	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 主たる事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P > 0となっていること。

(留意事項)

1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

様式第5 - (ロ) - ② (注1)

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ-②)

令和 年 月 日

調布市長 長友 貴樹 様

申請者
住 所 _____
名 称 _____
(氏 名) _____ 印
電 話 _____

私は、_____業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

① 原油等の仕入単価の上昇割合(注3)

$\frac{E}{e} \times 100 - 100$	主たる業種に係る上昇率	%
E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価	全体に係る上昇率	%
e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価	主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
	全体に係る平均仕入れ単価	円
	主たる業種に係る平均仕入れ単価	円
	全体に係る平均仕入れ単価	円

② 原油等が売上原価に占める割合(注3)

$\frac{S}{C} \times 100$	主たる業種に係る依存率	%
C : 申込時点における最新の売上原価	全体に係る依存率	%
S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格	主たる業種に係る売上原価	円
	全体にかかる売上原価	円
	主たる業種に係る仕入れ価格	円
	全体に係る仕入れ価格	円

③ 製品等価格への転嫁の状況(注4)

$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$	主たる業種に係る転嫁の状況 P =	
A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格	全体に係る転嫁の状況 P =	
a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格	主たる業種に係る仕入価格	円
	全体に係る仕入価格	円
B : 申込時点における最近3か月間の売上高	主たる業種に係る仕入価格	円
	全体に係る仕入価格	円
b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高	主たる業種に係る売上高	円
	全体に係る売上高	円
	主たる業種に係る売上高	円
	全体に係る売上高	円

- (注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。
- (注2) 主たる事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。
- (注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。
- (注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。

調生産発第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

調布市長 長友 貴樹

(留意事項)

- 1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

申請者名 (名称及び代表者の氏名) : _____

(表 1 : 事業が属する業種毎の最近 1 年間の売上高)

当社の主たる事業が属する業種は _____ (※ 1)

業種 (※ 2)	最近 1 年間の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※ 1 : 最近 1 年間の売上高が最大の業種名 (主たる業種) を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※ 2 : 業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

【例 : 0782 内装工事業】

(表 2 : 主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近 1 か月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
主たる業種	円【E】	円【e】	%
全体	円【E】	円【e】	%

(表 3 : 主たる業種及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
主たる業種	円【C】	円【S】	%
全体	円【C】	円【S】	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値でも可。

(表 4 : 主たる業種及び全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況)

	最近 3 か月間の原油等の仕入価格	最近 3 か月間の売上高	(A/B)	前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
主たる業種	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		
全体	円【A】	円【B】		円【a】	円【b】		

上記の記入事項に相違ありません

会計士・税理士事務所名

郵便番号・住所

電話番号

会計士・税理士の確認印

(注) 税理士・会計士の確認印が無い場合は、主たる業種に属する事業を営んでいることが分かる書類等（取り扱っている製品・サービス等が分かる書類《請求書・納品書等》、許認可証など）や、上記の原油等の仕入価格が分かる書類、売上原価及び売上高が分かる書類等（仕入帳、試算表、売上台帳など）の提出が必要。